



介護技能実習生、ベトナム送出し機関 6 社のみ認定！

緊急事態！期待されたベトナム人介護技能実習生、大多数が受入れ不可能になるのか！

来日できない介護技能実習候補生が、またもやあふれる可能性！

昨年 11 月の法改正で解禁された介護業界への技能実習生制度。一番の人気国であるベトナムにて早くも緊急事態が発生している。ベトナム国内に約 250 社以上ある送出し機関の中で、介護実習生の送出しをベトナム政府より認められたのがなんと 6 社しかないのである。日本の医療介護施設では、早くからベトナムからの技能実習生に期待をしていたこともあり、ベトナム政府からの認可を待たずして面接や教育を進めていた事業所が相当数存在する。ところがここに来て、ベトナムの送出し機関が 6 社しか送り出せないとなった。さらに、送り出し認定・許可が追加でほかの送り出し機関に出される見込みも、現在たっていない。となると、認可の無い送り出し機関としか協定を結べていない日本の監理団体では、ベトナムから介護技能実習生を受け入れる事が出来ないのである。そうすると、受け入れることの出来ない監理団体と契約している介護施設は、ベトナムから技能実習生を受け入れる事が出来ないという事態が発生するのである。介護施設は国で決められた人員基準での運営が必要なため、予定していた人材が入職しないとなると、母体の組合と傘下の組合員との間でトラブルが生じ、結果、施設の運営にも関わってくる大きな問題となるのだ。すでに受入れを希望する介護施設などが、現地での面接を終え、実習生は日本語 N 4 取得を目指し勉強を開始しているところも多い。受け入れ施設はその費用を監理団体との契約に基づき既に支払っているため、介護技能実習生の来日が不可能、あるいは延期されることになれば、今後は訴訟へと発展する可能性がある。

対応策として考えられるのは、無認可の送出し機関としか協定を結べていない監理団体が、認可された送出し機関と協定を結んでいる監理団体を通じて実習生を受け入れ、介護施設に配属させることである。そして、監理事業については協力関係を持って行うなどしなければならないだろう。監理団体、介護施設共に、無認可の送り出し機関としか契約をおこなっていない所は至急に対応策を講じないと、当面、ベトナムより技能実習生を受入れることが出来なくなる可能性が高い。

そういったトラブルをいち早く解決する為に、弊組合にて緊急対策セミナーを開催する。弊社グループ組合では上記認定 6 社の内、4 社と早くから連携・契約をしている。弊組合はグループ内で医療・介護施設を 40 施設運営しており、ベトナムの送出し機関より信頼をいただいております、認可を得た送り出し機関は確実に実習候補生を確保してくれている。更に大阪・京都・奈良にて複数研修施設を持っている為、日本国内における実習生の入国後講習も 1 年で 800 人実施する事が出来る。確実にベトナムより安定し

た人数の技能実習生を受け入れる事が出来るのである。

今後、日本の医療介護業界で期待されている介護技能実習生制度を成功させる為に、医療介護事業所は堅実な選択を迫られているのである。

上記のようなトラブルの発生が予想される介護施設や管理団体は是非6月26日開催のセミナー（別添資料参照）に参加頂き、早期の対策を講じることをお勧めします。

問合せ先

医療介護のウェルグループ

協同組合ウェル国際技能協力センター

〒630-8013 奈良市三条大路5丁目2-61

Tel 0743-55-0025 Fax 0743-55-0120

代表理事：井村征路 担当者：米田可奈子

<http://www.wellgroup.jp/well-iscc/>

アドレス：well-iscc@wellconsul.co.jp